

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊地第112号

令和3年3月26日

熊本県警察交番・駐在所機能強化推進委員会の設置について（通達）

県民の安全・安心のよりどころである交番及び駐在所については、「熊本県警察交番・駐在所機能強化推進委員会の設置について（通達）」（令和元年12月26日付け熊地第524号）により、その機能が最大限発揮できるよう、全県下及び中長期的な視点から組織的な検討を重ねてきたところであるが、令和3年春の組織改正に伴い、「熊本県警察交番・駐在所機能強化推進委員会設置要綱」を一部改正し、令和3年4月1日から施行することとした。

各警察署にあつては、引き続き、当該委員会と緊密な連携を図り、治安情勢や環境の変化に柔軟に対応した交番及び駐在所の形態、配置、所管区域等の見直しを進めるとともに、警察本部の各所属においても本通達の趣旨を理解の上、地域における治安拠点としての交番及び駐在所の機能強化に向けた取組に積極的に参画されたい。

なお、本通達の施行をもって前記通達は廃止する。

別添

熊本県警察交番・駐在所機能強化推進委員会設置要綱

1 設置

警察本部に熊本県警察交番・駐在所機能強化推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、交番及び駐在所の配置、所管区域、定員（交番相談員を含む。）等について、「熊本県警察交番・駐在所機能強化ビジョン」の趣旨及び方向性を踏まえ、中・長期的な視野により社会情勢の変化に応じた交番及び駐在所の形態、配置、所管区域の見直し等を図り、もって地域住民の安全・安心の拠点としての交番及び駐在所の機能を強化することを任務とする。

3 委員会の構成、運営等

(1) 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- ア 委員長 警察本部長
- イ 副委員長 警務部長
生活安全部長
- ウ 委員 刑事部長
交通部長
警備部長
警務部参事官兼首席監察官
警務部参事官（総務）
警務部参事官（警務）
生活安全部参事官（地域）
会計課長

(2) 運営

- ア 会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- イ 委員長は、委員以外の者であって必要があると認めるものを会議に出席させることができる。この場合において、特に必要があるときは、警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会、知事部局関係者、有識者等部外の者に出席を求め、及び意見を求めることができる。
- ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- エ この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(3) 庶務

委員会の庶務は、警務部総務課及び生活安全部地域課において処理する。

4 幹事会

(1) 委員会に、交番及び駐在所の形態、配置、所管区域の見直し等に関する具体的な実施事項の調査、検討、企画立案等を行うため、幹事会を置く。

(2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

ア 幹事長 生活安全部参事官（地域）

イ 副幹事長 地域課地域指導対策官

ウ 幹事 総務課次席

会計課施設管理室長

地域課課長補佐（企画指導）

地域課課長補佐（交番等機能強化）

総務課課長補佐（企画第二）

警務課人事企画室室長補佐（人事企画）

会計課課長補佐（予算）

会計課施設管理室室長補佐（管財・管理）

会計課施設管理室室長補佐（営繕）

会計課施設管理室室長補佐（施設企画）

(3) 3(2)の規定は、幹事会の運営について準用する。

(4) 幹事会の庶務は、生活安全部地域課において処理する。